

令和4年度における温室効果ガス等の排出の
削減に配慮した契約の締結の実績の概要

令和5年6月
年金積立金管理運用独立行政法人

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめたので公表する。

記

環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている調達については以下のとおりである。

1. 電気の供給を受ける契約

該当なし

- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人の電気の調達については入居するビルから供給を受け電気料金も入居するビルに対して支払っていることから、直接調達を行っていない。

2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

該当なし

3. 船舶の調達に係る契約

該当なし

4. 建築物の設計に関する契約

該当なし

5. 建築物の維持管理に関する契約

該当なし

6. 省エネルギー改修事業に係る契約

該当なし

7. 産業廃棄物処理に係る契約

該当なし